

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

組 組 組

○定期監査の概要の公表

1

## 監査委員

○宮城県監査委員告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成20年度第4  
四半期に実施した普通会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

平成21年3月31日

宮城県監査委員	島	山	純
宮城県監査委員	袋		正
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門
宮城県監査委員	谷	地	森 涼 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関

監査実施日

地方機関

○総務部

大崎県税事務所(選挙管理委員会大崎地方支局を含む)

2月3日

栗原県税事務所(選挙管理委員会栗原地方支局を含む)

2月3日

登米県税事務所(選挙管理委員会登米地方支局を含む)

1月14日

気仙沼県税事務所(選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む)

1月14日

○環境生活部

動物愛護センター

2月10日

消費生活センター

1月14日

○保健福祉部

仙台保健福祉事務所

1月29日

気仙沼保健福祉事務所

1月15日

大崎地域子どもセンター

2月6日

高等看護学校

2月6日

女性相談センター

2月25日

○経済商工観光部

大阪事務所

1月29日

大河原地方振興事務所

1月28日

大崎地方振興事務所

2月4日

栗原地方振興事務所

2月4日

登米地方振興事務所

1月20日

石巻地方振興事務所

1月20日

気仙沼地方振興事務所

2月4日

計量検定所

1月8日

仙台高等技術専門学校

3月4日

大崎高等技術専門学校

2月5日

気仙沼高等技術専門学校

1月22日

松島公園管理事務所

2月26日

○農林水産部

林業試験場

1月26日

○土木部

登米土木事務所

1月22日

石巻土木事務所

1月22日

仙台港湾事務所

2月27日

塩釜港湾事務所

3月10日

中南部下水道事務所

2月10日

東部下水道事務所

2月16日

仙台地方土木総合事務所

3月6日

仙台港背後土地区画整理事務所

1月9日

## ○教育庁

仙台教育事務所	1月8日	仙台南高等学校	2月26日
大崎教育事務所	1月27日	名取北高等学校	2月3日
栗原教育事務所	3月12日	松山高等学校	2月18日
登米教育事務所	2月16日	泉松陵高等学校	2月17日
石巻教育事務所	2月26日	泉館山高等学校	1月30日
南三陸教育事務所	2月25日	利府高等学校	2月23日
特別教育支援センター	2月26日	仙台東高等学校	2月13日
図書館	1月26日	富谷高等学校	2月24日
松島自然の家	2月6日	宮城野高等学校	1月26日
多賀城跡調査研究所	2月10日	蔵王高等学校	2月23日
東北歴史博物館	2月10日	迫桜高等学校	1月28日
仙台第二高等学校	3月2日	農業高等学校	2月25日
仙台第三高等学校	3月16日	黒川高等学校	2月26日
塩釜高等学校	3月6日	巨理高等学校	1月8日
白石高等学校	2月24日	河南高等学校	3月10日
石巻高等学校	3月6日	加美農業高等学校	2月25日
古川高等学校	1月27日	小午田農林高等学校	1月13日
築館高等学校	3月10日	米山高等学校	2月23日
第一女子高等学校	2月25日	本吉響高等学校	2月16日
第三女子高等学校	2月6日	水産高等学校	3月5日
石巻好分館高等学校	2月5日	気仙沼向洋高等学校	1月9日
松島高等学校	1月21日	工業高等学校	2月17日
名取高等学校	1月26日	白石工業高等学校	2月13日
村田高等学校	1月30日	古川工業高等学校	2月12日
飯野川高等学校	1月29日	大河原商業高等学校	3月10日
蒲谷高等学校	2月27日	石巻商業高等学校	2月16日
佐沼高等学校	1月27日	鹿島台商業高等学校	3月9日
登米高等学校	3月13日	一迫商業高等学校	2月16日
中新田高等学校	3月10日	ろう学校	2月24日
女川高等学校	2月25日	光明養護学校	2月23日
		船岡養護学校	2月6日

<p>西多賀養護学校 山元養護学校 金成養護学校 角田養護学校 石巻養護学校 気仙沼養護学校 古川養護学校 養護学校小牛田高等学園 利府養護学校 迫養護学校 ○警察本部 泉警察署 加美警察署 大河原警察署 亘理警察署 2 監査結果</p>	<p>2月10日 1月28日 1月28日 2月25日 3月10日 2月17日 1月27日 1月9日 3月10日 2月24日 1月9日 1月9日 1月8日 1月8日 1月8日</p>																														
<p>平成19年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。 その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。 なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。</p> <p>(1) 大崎県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 (内容) ・平成19年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>234,294,050円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>365,209,881円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>599,503,931円</td> </tr> </table> <p>・平成18年度収入未済額</p>	現年度分	234,294,050円	過年度分	365,209,881円	合 計	599,503,931円	<p>現年度分 164,476,065円 過年度分 349,802,338円 合 計 514,278,398円</p> <p>(2) 栗原県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 (内容) ・平成19年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>55,634,352円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>89,741,227円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>145,375,579円</td> </tr> </table> <p>・平成18年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>32,448,402円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>100,968,525円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>133,416,927円</td> </tr> </table> <p>(3) 登米県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 (内容) ・平成19年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>71,094,781円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>114,097,844円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>185,192,625円</td> </tr> </table> <p>・平成18年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>47,106,754円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>113,437,913円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>160,544,667円</td> </tr> </table> <p>(4) 気仙沼県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 (内容)</p>	現年度分	55,634,352円	過年度分	89,741,227円	合 計	145,375,579円	現年度分	32,448,402円	過年度分	100,968,525円	合 計	133,416,927円	現年度分	71,094,781円	過年度分	114,097,844円	合 計	185,192,625円	現年度分	47,106,754円	過年度分	113,437,913円	合 計	160,544,667円
現年度分	234,294,050円																														
過年度分	365,209,881円																														
合 計	599,503,931円																														
現年度分	55,634,352円																														
過年度分	89,741,227円																														
合 計	145,375,579円																														
現年度分	32,448,402円																														
過年度分	100,968,525円																														
合 計	133,416,927円																														
現年度分	71,094,781円																														
過年度分	114,097,844円																														
合 計	185,192,625円																														
現年度分	47,106,754円																														
過年度分	113,437,913円																														
合 計	160,544,667円																														

<p>・平成19年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>88,593,568円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>146,420,056円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>235,013,624円</td></tr> </table> <p>・平成18年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>50,299,145円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>160,891,162円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>211,190,307円</td></tr> </table> <p>(5) 仙台保健福祉事務所</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護扶助費返還金及び未熟児養育費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○母子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <table border="0"> <tr><td>・平成19年度収入未済額</td><td></td></tr> <tr><td>現年度分</td><td>4,942,318円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>21,549,615円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>26,491,933円</td></tr> </table> <p>・平成18年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>5,114,223円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>18,251,383円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>23,365,606円</td></tr> </table> <p>○生活保護扶助費返還金</p> <table border="0"> <tr><td>・平成19年度収入未済額</td><td></td></tr> <tr><td>現年度分</td><td>1,072,849円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>5,932,691円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>7,005,540円</td></tr> </table> <p>・平成18年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>0円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>6,167,243円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>6,167,243円</td></tr> </table> <p>○未熟児養育費</p>	現年度分	88,593,568円	過年度分	146,420,056円	合 計	235,013,624円	現年度分	50,299,145円	過年度分	160,891,162円	合 計	211,190,307円	・平成19年度収入未済額		現年度分	4,942,318円	過年度分	21,549,615円	合 計	26,491,933円	現年度分	5,114,223円	過年度分	18,251,383円	合 計	23,365,606円	・平成19年度収入未済額		現年度分	1,072,849円	過年度分	5,932,691円	合 計	7,005,540円	現年度分	0円	過年度分	6,167,243円	合 計	6,167,243円	<p>・平成19年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>38,254円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>283,634円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>321,888円</td></tr> </table> <p>・平成18年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>106,229円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>244,359円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>350,588円</td></tr> </table> <p>(6) 松島公園事務所</p> <p>占用許可使用料において、還付手続きの遅延により損害が生じたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>過誤納付金の還付手続きの遅延により損害が生じたもの。</p> <table border="0"> <tr><td>・正規使用料</td><td>3,290円</td></tr> <tr><td>・過誤納付金額</td><td>99,160円</td></tr> <tr><td>・還付加算金</td><td>7,400円</td></tr> <tr><td>・返還額合計</td><td>103,270円</td></tr> </table> <p>(7) 大河原地方振興事務所</p> <p>補助金の実績確認において、確認が不十分だったものが認められたので、実績確認を徹底するなど、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>市町村振興総合補助金において、実績報告書に基づき、書面による確認調査を行ったが、一部事業に不適正執行があったもの。</p> <table border="0"> <tr><td>・事業名</td><td>市町村献血推進事業</td></tr> <tr><td>・事業主体</td><td>丸森町</td></tr> <tr><td>・補助金額</td><td>平成19年度 158,000円</td></tr> <tr><td></td><td>平成18年度 144,000円</td></tr> <tr><td>・返還額</td><td>平成19年度 54,000円</td></tr> <tr><td></td><td>平成18年度 11,000円</td></tr> </table> <p>(8) 水産高等学校</p> <p>学校徴収金において、職員による学年諸経費などの横領事件が発生し、不正に使用されたこと</p>	現年度分	38,254円	過年度分	283,634円	合 計	321,888円	現年度分	106,229円	過年度分	244,359円	合 計	350,588円	・正規使用料	3,290円	・過誤納付金額	99,160円	・還付加算金	7,400円	・返還額合計	103,270円	・事業名	市町村献血推進事業	・事業主体	丸森町	・補助金額	平成19年度 158,000円		平成18年度 144,000円	・返還額	平成19年度 54,000円		平成18年度 11,000円
現年度分	88,593,568円																																																																								
過年度分	146,420,056円																																																																								
合 計	235,013,624円																																																																								
現年度分	50,299,145円																																																																								
過年度分	160,891,162円																																																																								
合 計	211,190,307円																																																																								
・平成19年度収入未済額																																																																									
現年度分	4,942,318円																																																																								
過年度分	21,549,615円																																																																								
合 計	26,491,933円																																																																								
現年度分	5,114,223円																																																																								
過年度分	18,251,383円																																																																								
合 計	23,365,606円																																																																								
・平成19年度収入未済額																																																																									
現年度分	1,072,849円																																																																								
過年度分	5,932,691円																																																																								
合 計	7,005,540円																																																																								
現年度分	0円																																																																								
過年度分	6,167,243円																																																																								
合 計	6,167,243円																																																																								
現年度分	38,254円																																																																								
過年度分	283,634円																																																																								
合 計	321,888円																																																																								
現年度分	106,229円																																																																								
過年度分	244,359円																																																																								
合 計	350,588円																																																																								
・正規使用料	3,290円																																																																								
・過誤納付金額	99,160円																																																																								
・還付加算金	7,400円																																																																								
・返還額合計	103,270円																																																																								
・事業名	市町村献血推進事業																																																																								
・事業主体	丸森町																																																																								
・補助金額	平成19年度 158,000円																																																																								
	平成18年度 144,000円																																																																								
・返還額	平成19年度 54,000円																																																																								
	平成18年度 11,000円																																																																								

が認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・ 同窓会費, 職員親睦会費, 教材費等
- ・ 職員による横領金額 4,911,142円
- ・ 横領があったとされる期間平成19年3月から20年5月